

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

文部科学省は平成24年9月に、平成25年度から5力年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定しました。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとしました。平成26年度予算において、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することとなりました。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができません。少人数学級は、児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的です。

長野県では30人規模学級(35人学級)を中学校3年生まで拡大し、小・中学校全学年において35人学級が実施されることとなりました。しかし、平成23年に改正された義務教育標準定数法(義務標準法)では、学級定員が小学校1年生までは35人であるものの小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員を臨時的任用教員の配置で補うことから学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況です。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。義務標準法の改正により、小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するよう、強く要請します。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、その財政負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するためにも、国の責任において複式学級が解消するよう、学級定員を引き下げることが重要です。

そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費の割合をOECD諸国の平均並みに引き上げることが必要です。豊かな教育をすすめるため、下記について強く要望します。

記

- 1、 国の責任において35人以下学級を推進するために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。
- 2、 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月17日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様